【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第五款　特定投資家

（特定投資家への告知義務）

第三十四条　金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。以下同じ。）は、顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）の申込みを特定投資家（同条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、当該申込みに係る金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約の種類として内閣府令で定めるもの（以下この款において「契約の種類」という。）に属する金融商品取引契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る金融商品取引契約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、当該特定投資家が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】

※　平成16年6月9日法律第88号による改正の施行前取り消し

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第五款　特定投資家

（特定投資家への告知義務）

第三十四条　金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。以下同じ。）は、顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）の申込みを特定投資家（同条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、当該申込みに係る金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約の種類として内閣府令で定めるもの（以下この款において「契約の種類」という。）に属する金融商品取引契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る金融商品取引契約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、当該特定投資家が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

（改正前）

（新設）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

一の二　社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三　金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第十項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】

（改正後）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

一の二　社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三　金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第十項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

（改正前）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

一の二　社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三　金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第十項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

【平成16年12月3日 法律第154号】

（改正後）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

一の二　社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

（九　削除）

九　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三　金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第十項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

（改正前）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

一の二　社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三　金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第十項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

（改正後）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

一の二　社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三　金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第十項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

（改正前）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

一の二　社債等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三　金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第十項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】

（改正後）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

一の二　社債等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三　金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第十項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

（改正前）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

一の二　社債等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三　金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

一の二　社債等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三　金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

（改正前）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

一の二　社債等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三　金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

一の二　社債等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三　金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

（改正前）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

（一の二　新設）

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の三第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三　金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】

（改正後）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の三第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

二の二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

三　金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

（改正前）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の三第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業

（二の二　新設）

三　金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の三第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業

三　金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

（改正前）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の三第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業

三　金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の三第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業

三　金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引に係る業務（内閣府令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他内閣府令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

（改正前）

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の三第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業

三　金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引に係る業務（総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として総理府令・大蔵省令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他総理府令・大蔵省令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、金融再生委員会の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　金融再生委員会は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、金融再生委員会の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　金融再生委員会は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

（改正前）

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第二節　業務

第三十四条　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の証券業に付随する業務を営むことができる。

一　有価証券の保護預り

二　有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理

三　第百五十六条の三第一項に規定する信用取引に付随する金銭の貸付け

四　顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け（総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）

五　有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

六　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者の第二条第一項第七号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理

七　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人の第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理

八　累積投資契約（証券会社が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。）の締結（総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）

九　有価証券に関連する情報の提供又は助言（次項第一号に規定する投資顧問業に該当するものを除く。）

十　他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理（証券業（登録金融機関が行う第六十五条の二第一項の登録及び同条第三項の認可に係る業務を含む。以下この号において同じ。）及び証券業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する証券会社が営むことができる業務に係るものに限る。）

②　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

二　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投資信託委託業

三　金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引業

四　商品取引所法第二条第八項に規定する商品市場における取引に係る業務（総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）

五　金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標（有価証券に関するものを除く。）に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として総理府令・大蔵省令で定めるものに係る業務（前二号に掲げる業務を除く。）

六　通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務（第三号及び前号に掲げる業務を除く。）

七　貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業

八　商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

九　特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十　その他総理府令・大蔵省令で定める業務

③　証券会社は、前項各号の業務を営むこととなつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

④　証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務並びに第一項及び第二項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

⑤　内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが公益に反すると認められるとき又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

⑥　証券会社は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

⑦　第二項及び第四項の規定は、証券会社が第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を営む場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

（改正前）

（新設）